

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制定 令和4年12月8日 4環バ第245号

(趣旨)

第1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、近年の新型コロナを契機としたサプライチェーンの混乱などの課題に直面している。加えて、SDGsや環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するに当たり、直ちに現場での導入が可能な必然性の高い技術を用いた取組に対応すべく、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 交付金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業の実施に関して必要な事項は、第5から第31までに定めるもののほか、次の第1号から第7号までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 有機農業産地づくり推進緊急対策事業 別記1
- (2) 有機転換推進事業 別記2
- (3) グリーンな栽培体系への転換サポート 別記3
- (4) SDGs対応型施設園芸確立 別記4
- (5) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進 別記5
- (6) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消施設整備 別記6-1及び別記6-3
- (7) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策 別記6-2及び別記6-3

(事業の実施)

第5 事業の実施

事業実施主体は、それぞれの別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

- 2 事業実施主体は、前条に掲げる事業ごとに別紙様式第1号から第7号により事業実施計画書を作成し都道府県知事に提出するものとする。なお、都道府県知事は、事業実施主体より提出のあった事業実施計画書を第8第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。また、都道府県知事は、地方農政局長等の求めに応じて、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- 3 事業の採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとする。
 - (1) 事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。
 - (2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
 - (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
 - (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切

な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。

(7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。

(8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

4 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

5 第 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、それぞれの別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

第 6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 7 交付金は、別表の区分欄に掲げる 1 から 3 までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時におい

て当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第11 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、別記様式第2号により、その理由を明記したみどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 都道府県は、第1項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第12 都道府県知事は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 都道府県知事は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促

進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第 14 都道府県知事は、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

（2）交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除く。

（3）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第 17 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第 18 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに地

方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 19 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、当該協議の内容の範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、都道府県知事は、交付金事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に

報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第21 地方農政局長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第22 都道府県知事は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 地方農政局長等は、第15第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を当該交付金事業以外の用途に使用した場合

- (3) 都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きの場合を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第24 都道府県知事は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場

合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

第26 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調書)

第27 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

第28 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の第7、第13、第15から第18まで、第20、第22から第24まで、第26及び第27に準ずる条件並びに次の第1号から第3号までに掲げる条件を、地方公共団体以外の事業実施主体に交付するときは、本要綱の第7、第15から第18まで、第20、第22から第24まで及び第26に準ずる条件並びに次の第1号から第3号までに掲げる条件を、地方公共団体である事業実施主体が更に地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、この要綱の第

7、第 15 から第 18 まで、第 20 から第 24 まで及び第 26 から第 28 まで並びに次の第 1 号から第 3 号まで及び次項から第 8 項までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 12 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、第 1 項に定めるもののほか、当該間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明

らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

- 4 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 10 第 1 項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第 29 都道府県以外の事業実施主体は、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第 30 第 1 項の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れているものと判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第 1 項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の 7 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

- (1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況

等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、前号に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに第4第1項第5号から第7号に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第1項第1号から第4号に掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項に定める報告の他、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(事業の評価)

第30 都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第1項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

- (1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。
- (3) 第1号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の12月末までに第4第1項第5号から第7号に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第1項第1号から第4号に掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

(指導等)

第 31 国及び都道府県知事が行う指導等については、それぞれの別記により行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 32 交付対象事業者は、第 8 第 1 項の規定による交付申請、第 15 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 18 の規定による状況報告、第 19 の規定による概算払請求、第 20 第 1 項の規定による実績報告及び第 20 第 4 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法によることができる。
 - 4 交付対象事業者が第 1 項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 8 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和 3 年 12 月 27 日付け 3 環バ第 145 号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和 3 年 12 月 27 日付け 3 環バ第 144 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第6、第7、第16関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（推進事業）	1 有機農業産地づくり推進緊急対策事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 都道府県推進	定額 定額※ 定額 ※機械リースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		

	3 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 イ バイオ液肥散布車の導入	定額 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における 30%を超える増減	
	4 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア たい肥等の事業化調査 イ たい肥等の流通等の調査分析 ウ たい肥等の供給拡大に向けた改良	定額 定額 定額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における 30%を超える増減	
2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（技術開発推進事業）	1 グリーンな栽培体系への転換サポート 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	定額 2 分の 1 以内 定額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における 30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は交付金等の増

	2 SDG s 対応型施設園芸確立 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア SDG s 対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証 オ 省エネ機器設備・資材の導入	定額 定額 定額 定額 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における 30%を超える増減	4 事業費又は交付金等の 30%を超える減 5 成果目標の変更
3 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（整備事業）	1 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス産地消施設整備 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の 30%を超える増又は交付金等の増
	2 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策（施設整備） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	5 事業費又は交付金等の 30%を超える減 6 成果目標の変更

（注）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用し

ないものとする。

(別記)

- ・別記 1 有機農業産地づくり推進緊急対策事業
- ・別記 2 有機転換推進事業
- ・別記 3 グリーンな栽培体系への転換サポート
- ・別記 4 S D G s 対応型施設園芸確立
- ・別記 5 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進
- ・別記 6 - 1 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消施設整備
- ・別記 6 - 2 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策
- ・別記 6 - 3 バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い

(別記様式)

- ・別記様式第 1 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付申請書
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 A
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 B
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 C
- ・別記様式第 2 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付決定前着手届
- ・別記様式第 3 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第 4 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金遅延届出書
- ・別記様式第 5 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第 6 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金概算払請求書
- ・別記様式第 7 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実績報告書
- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 A
- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 B

- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 C
- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 D
- ・別記様式第 8 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（○○○○○○事業）年度終了実績報告書
- ・別記様式第 9 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第 10 号 財産管理台帳
- ・別記様式第 11 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金調書
- ・別記様式第 12 号 契約に係る指名停止等に関する申立書

(別紙様式)

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機農業産地づくり推進緊急対策事業）実施計画書（別記 1）
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機転換推進事業）実施計画書（別記 2）
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）実施計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（SDGs 対応型施設園芸確立）実施計画書（別記 4）
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進）実施計画書（別記 5）
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消施設整備）実施計画書（別記 6－1）
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策）実施計画書（別記 6－2）
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の特認団体認定申請書（共通）
- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における特認団体に係る認定協議（共通）
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業実施状況報告及び評価報告（共通）
- ・別紙様式第 11 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマス地産地消の推進に関する交付金支払確認書（別記 5）

- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマス
地産地消施設整備に関する費用効果分析（投資効率）（別
記 6－1）
- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の環境負荷
の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策に関する費用
効果分析（投資効率）（別記 6－2）
- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に
関する入札結果報告・着手届（別記 6－3）
- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に
関するしゅん功届（別記 6－3）
- ・別紙様式第 15 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業で
取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、
更新等）届（別記 6－3）
- ・別紙様式第 16 号 有機転換推進事業交付申請書（別記 2）
- ・別紙様式第 16 号 有機転換推進事業交付申請書（有機管理シート）（別記
2）
- ・別紙様式第 16 号 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシート）
（別記 2）
- ・別紙様式第 17 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 2）

別記 1

有機農業産地づくり推進緊急対策事業

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の消費者を巻き込んで推進するモデル地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組の支援を行う。

また、都道府県は、管内の市町村に対する有機農業にかかる情報提供等を通じ、管内の有機農業への取組機運を高めるとともに、有機農業実施計画の策定に向けた取組の支援を行う。

（1）有機農業実施計画の策定

ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（オ）までを必須の記載項目とし、必要に応じて（カ）及び（キ）の項目を記載するものとする。有機農業実施計画に基づく事業期間は5年間を標準として作成することを原則とし、5年未満又は5年を超える期間での有機農業実施計画を定める場合には、都道府県とあらかじめ協議するものとする。

有機農業実施計画は、都道府県に対して事業開始年度の翌年度の4月末までに協議の上、提出するものとする。

（ア）中心となる市町村

（イ）対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

（ウ）有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

（エ）有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

（オ）取組の推進体制、役割、年度計画

（カ）（ウ）及び（エ）の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

（キ）その他（達成状況の評価、取組の周知等）

イ 有機農業実施計画の策定に向けた取組

有機農業実施計画の策定に当たり、より高度なモデル性と実現性を備えた計画となるよう、以下の取組を行うものとする。

（ア）検討会の開催

有機農業実施計画の策定に向け、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等の有機農業実施計画の策定に必要な者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わ

ないものとする。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(イ) 試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的なイメージは、別紙に定めるとおりとする。

なお、これらの取組の実施に当たっては、農業者や事業対象地区内外の事業者や消費者と連携した取組となるよう留意すること。

ウ 有機農業実施計画策定の周知

有機農業実施計画を定めた市町村において、別途定める様式に必要事項を記入し、有機農業実施計画を策定したことを周知するため、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等において公表するほか、各種イベントで活用するなど広く情報発信を行うものとする。

また、農林水産省において、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省ホームページへの掲載や各種イベントでの周知等を行うものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

(1) の有機農業実施計画を策定した事業主体は、当該計画の実現性を高めるため、以下の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

有機農業実施計画の実現に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、(1) アにおいて定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産関連の取組を行うとともに、当該地区で生産された有機農産物等に係る流通・加工関連や消費関連の取組を実施する。

ウ 課題解決に向けた調査等

イにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、必要に応じて、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

エ 有機農業実施計画の変更

上記アからウまでに掲げる取組の実施により、有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。

(3) 都道府県推進

有機農業のモデル地区の創出に向け、都道府県の管内の市町村（特別区を含む）、農業者、食品産業の事業者その他の商工業者、大学・研究機関、金融機関等、地域の実情に通じた者を対象とした会議、検討会等を開催できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別添のとおりとし、交付対象経費の具体例は次のとおりとする。

(1) 検討会等の開催、調査並びに有機農業実施計画の策定及び変更に要する経費

1の(1)のア及びウ、(2)のア、ウ及びエに必要な検討会の開催等に要する会場借料、地域の状況に関する調査や先進地区の視察に要する旅費、役務費、指導を依頼する専門家に対する謝金等、資料の印刷製本費、消耗品費及び検討会の開催に関する業務の一部又は全部の実施の委託に要する委託費

(2) 試行的な取組及び有機農業実施計画の円滑な実施に向けた取組の実施に要する経費

各々の取組の実施に必要な別添1に定める経費

(3) 都道府県推進に要する経費

別添2に定める経費

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は、第1の1(1)及び(2)については市町村又は市町村が参画する協議会とし、第1の1(3)については都道府県とする。

なお、第1の1(1)及び(2)において、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 有機農業実施計画の策定及び有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

本事業の交付率は、定額（機械リース費に係る経費のみ2分の1以内）とする。ただし、第1の1（1）の有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たりの交付金の額の上限は、年間1,000万円、第1の1（2）については、年間800万円とする。

(2) 都道府県推進費

本事業の交付率は、定額とし、上限は年間90万円とする。

3 実施要件

本事業の実施要件は、次のとおりとする。

(1) 第1の1（2）に取り組む場合は、第1の1（1）の有機農業実施計画を策定済みであること。

(2) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造業者又は食品流通事業者とする。

イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、流通の効率化、有機農産物等の加工、有機農産物の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

（ア）本事業で使用する設備・機械については、有機農産物の生産量、出荷量、流通量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。

（イ）アに定める利用者が共同利用するもの又は協議会の所有するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものである

こと。

(イ) リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

(オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(3) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2 以内）

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率（1／2 以内）

第 3 成果目標

1 確認年度

(1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践

第 1 の 1（1）及び（2）の取組に関する、目標の達成状況の確認は、事業終了年度の翌年度及び有機農業実施計画終期の翌年度とする。

(2) 都道府県推進

第 1 の 1（3）の取組に関する目標の達成状況の確認は、令和 7 年度とする。

2 成果目標

(1) 有機農業実施計画の策定

みどりの食料システム戦略推進緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」と

いう。)の成果目標は、第1の1(1)ア(イ)に規定することを検討している目標又は候補として想定される目標に応じて設定するものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

交付等要綱の成果目標は、(1)において、規定した目標とする。

(3) 都道府県推進

交付等要綱の成果目標は、有機農業実施計画を策定した市町村数とする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、交付等要綱第5第3のほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 本交付金事業において提出される別紙様式第1号に基づき作成された事業実施計画(以下「本事業実施計画」という。)が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること
- 3 事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は、加盟する予定があること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1の2に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費

- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践

- (1) 交付等要綱第29により、事業実施主体は、事業の実施年度から有機農業実施計画の目標年度までの間、毎年度、本事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第10号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
 - ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
 - ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導をすることができる。
- (3) 都道府県知事は、前項の規定により報告があった事業実施状況報告書を報告があった年度の7月末までに、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- (4) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

2 都道府県推進

- (1) 交付等要綱第29により、事業実施主体は、毎年度、本事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載し

た別紙様式第 10 号の報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第 7 事業成果の評価

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践

- (1) 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び有機農業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 10 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができるものとする。

- (3) 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、(1)の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

- (4) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

2 都道府県推進費

- (1) 都道府県知事は、目標年度の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 10 号の報告書を作成し、当該年度の 9 月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

- (2) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第1の1（1）及び（3）は、原則1年以内とする。

なお、第1の1（1）においては、有機農業実施計画の策定に複数年度を要するなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができる。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第1の1（2）は、2年以内（農林水産省が別に定める民間資金を活用した取組を行っている場合は、3年以内）とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

(別添 1)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。

	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。)	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	認証取得推進費	・有機J A S認証の取得支援(認証検査)等に要する経費	
旅費	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行う	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付

		ための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

(別添2)

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業の推進・指導、各種会議及び調査等に要する旅費	・必要に応じて、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費

			弁済の経費に限るものとする。
雑 役 務 費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別紙 1 試行的取組の具体的な内容について

	具体的な取組
1 生産関連の取組	ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータ収集・分析等を実施。 イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査、収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計とともに、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施。 ウ 有機ほ場団地化 事業実施区域において、有機農業を実施するため、団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 JAS 認証取得に向けた実施検査等を実施。 エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、ほ場を借り上げて有機農業指導員や先進的農家等を招へいた新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 JAS 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催。 オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入。 カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入。

	キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検討等を実施。 ク その他地域で必要と考える取組
2 流通・加工関連の取組	ア 地場での加工品の製造 地域で生産された有機農産物を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。 イ レストラン、旅館等での活用 有機農産物の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物の規格調整、地域における実需者の有機農産物を使用したメニューの開発の支援を実施。 ウ 流通の効率化・コスト低減の取組 消費者が安価な価格で有機農産物を入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等の実施。 エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施 加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施。 オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会 地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会の実施。 カ その他地域で必要と考える取組
3 消費関連の取組	ア 学校給食における有機農産物の活用の促進 事業実施区域内の有機農産物の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給

	食での有機農産物の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。
イ	有機農業をテーマにしたマルシェの開催 地域や消費地の消費者が有機農産物を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。
ウ	消費者との交流会の開催 環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。
エ	直売所における有機農産物コーナーの設置 地域で生産された有機農産物及び有機農産物の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物を入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物ブースの設置や専門調査員の派遣を実施。
オ	地域を紹介する資料作成、ホームページや通販サイトの構築 遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物及び有機農産物の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む）の作成やホームページや通販サイトの構築による効果の検証を実施。
カ	企業・環境活動団体との連携等 環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。
キ	その他地域で必要と考える取組

別記 2

有機転換推進事業

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援するものとする。

2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料及び農薬、若しくはその両方を用いて行う農業

3 対象事業

(1) 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。

(2) 転換支援円滑化事業

(1) の支援を希望する農業者に対して行う、以下のアからウの事務に係る経費を支援する。

ア 支援対象者の補助金の交付

イ 支援対象者の実績報告の確認及び指導

ウ 支援対象者の実施状況の確認及び指導

4 交付対象経費

3 (2) の、交付対象経費は別紙のとおりとする。

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる組織のいずれかとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 都道府県又は市町村若しくはその両方を構成員とし、以下の全ての事項に係る規約等を定めている協議会
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の継承者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付申請者

(1) 第1の3(1)の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）は、以下の全ての事項を満たす者とする。

- ア 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること
- イ 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。
- ウ 販売を目的としていること。
- エ 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。

3 実施要件

- (1) 交付申請者は、取組を行う農地において実施する有機栽培管理シート（別紙様式第16号－2）及び有機転換チェックシート（別紙様式第16号－3）を作成し、事業実施主体が指定する日までに交付申請書（別紙様式第16号－1）とあわせて、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 出荷・販売の実績報告等
 - ア 交付申請者は、本事業の対象ほ場で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して事業実施主体に提出すること。
 - イ 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売（直売所等での販売）計画書」（別紙様式第17号）を作成して提出すること。
- (3) 第1の3(2)イ及びウの確認及び指導に際し、円滑な実施がなされるよう協力すること。
- (4) 国及び都道府県は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、(1)及び(2)の書類の提出を求める

ことができるものとする。

4 交付単価等

(1) 第1の3(1)の交付単価は2万円/10a以内とする。

ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。

(2) 第1の3(2)の交付金の額の上限は、各都道府県における第1の3(1)の要望額の1割以内とする。

(3) 全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、国は予算の範囲内で、事業実施主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとする。

5 対象農地の考え方

交付金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

(1) 原則として、事業実施主体の管内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地であり、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。

(2) 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない。

(3) 作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。

(4) 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作物分の面積を対象とする。

(5) 交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。

(6) 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。

(7) 水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これに含まない。

第3 成果目標

事業実施年の翌々年において事業の対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5の3のとおりとする。

第5 事業の委託

事業実施主体は、本要綱第1の3(2)に定める事業に係る事務の一部を、当該実施主体以外の者に委託することができるものとする。

ただし、本要綱第7の(1)に関する業務を委託する場合、次の要件をみた

す組織であること。

- (1) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること
- (2) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること

第6 実施状況の報告

- 1 交付申請者は、事業実施期間中、1月末日までに以下に定めるところにより、事業実施主体に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 別紙様式第16-1号に準じて、第2に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が翌年に行われる品目を生産するなどの場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付すること。
 - (2) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
- 2 事業実施主体が都道府県の場合を除き、事業実施主体は、1の(1)の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、別紙様式第2号により交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の結果を取りまとめ、別紙様式第2号に準じて、2月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 3の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標にかかる進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて都道府県知事を指導できるものとする。

第7 実施状況の確認

- 1 事業実施主体は、ほ場巡回等により、第6の1に基づき交付申請者から提出された実施状況報告書の確認を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、審査の上、交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付申請者に確認結果を通知するものとする。

第8 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第10号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の8月末までに別紙様式第10号により、都道府県知事に報告するものとする。

のとする。

ただし、都道府県知事が自ら事業実施主体となっている場合を除く。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、管内の状況について取りまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。
- 3 都道府県が自ら事業実施主体となっている場合は、目標年度の翌年度において、別紙様式第10号により事業の自己評価を行うものとし、前項の規定により報告があった事業評価報告書と併せて、当該年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その評価を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導することができるものとする。

第9 交付金の返還

1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた交付申請者が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の交付申請者の責めに帰さない事情により、計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができる。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、交付申請者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示のもと、当該交付申請者に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項により、交付金の返還があった場合は、事業実施主体は交付金のうち当該返還額を地方農政局長等に返還するものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) 事業実施主体は1の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) 前項により返還を求められた金額を支払わない交付申請者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、必要に応じて交付申請者に対し直接交付金の返還を求めることができるものとする。

推進事務にかかる交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・ 事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費	
賃金等		・ 事業を実施するために必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	通信・運搬費	・ 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は、物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・ 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・ 事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費	・ 消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		・ U S B メモリ等の低廉な記録媒体	
	燃料費	・ ほ場の確認等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、ほ場の確認等を含めた各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 3

グリーンな栽培体系への転換サポート

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、以下の内容を支援することとする。なお、事業の実施に当たっては、次の（１）は必須の取組とする。

（１）グリーンな栽培体系の検討

ア 検討会の開催

（ア） 事業実施地区が目指す環境負荷低減の方針や、取り組む環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、事業実施地区内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施するものとする。

（イ） 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）の導入・実践に向けて必要となるグリーンな栽培マニュアル及び事業実施地区の関係者の役割等をまとめた産地戦略を策定するものとする。

イ グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ 1 つ以上取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）について、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

ウ グリーンな栽培マニュアルの作成

グリーンな栽培体系の普及を図るため、イで実施した検証の結果等を踏まえたグリーンな栽培マニュアルを作成するものとする。グリーンな栽培マニュアルは、次の（ア）から（エ）について記載するものとする。また、（２）により導入するスマート農業機械等を用いる栽培体系の検証に取り組む場合は、これに加えて（オ）及び（カ）についても記載するものとする。

なお、第 3 のただし書き又は第 4 の 2 のただし書きの場合にあっては、事業実施計画（別紙様式第 3 号に基づき作成されたものをいう。）に定める目標年度までに作成することができるものとする。

（ア） 播種・定植前準備（果樹の場合は土づくり、せん定等）から収穫・収穫後作業までの一貫した体系とし、各作業段階における作業方法が記載

されていること。

- (イ) 環境にやさしい栽培技術について、前項のいずれかの作業段階に1つ以上取り入れていること。有機農業の取組については、各作業段階において、有機農業の実践に必要な内容となっていること。

また、第5の2(1)から(4)までに準ずる内容となっていること。

- (ウ) 省力化に資する技術について、前項のいずれかの作業段階に1つ以上取り入れていること。また、第5の3に準ずる内容となっていること。
- (エ) 作成するグリーンな栽培マニュアルを踏まえた栽培暦(化学農薬の低減に取り組む場合は、栽培暦又は防除暦)を添付すること。
- (オ) 農業機械に関する情報(特徴、仕様、価格帯、見込まれる効果等)について記載すること。
- (カ) 導入時の留意事項について記載すること。

エ 産地戦略の策定

グリーンな栽培体系の導入・実践に向けた産地戦略を策定する。

産地戦略は、次の(ア)から(キ)までを必須の記載項目とし、必要に応じて(ク)から(コ)の項目を記載するものとする。

なお、第3のただし書き又は第4の2のただし書きの場合にあっては、事業実施計画に定める目標年度までに策定することができるものとする。

- (ア) 対象地域、品目
- (イ) 事業実施地区の現状と目指すべき姿
- (ウ) 新たな栽培体系の普及に向けた目標
検証結果等を踏まえ、別添1に掲げる環境負荷低減効果、省力化の効果及び新たな栽培体系に取り組む面積の目標を設定((2)グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入に取り組む場合は、導入した機械の活用面積の目標を設定する。)
- (エ) 産地戦略の目標年次
産地戦略の策定年度の翌年度から5年後とする。
- (オ) 現在の営農体系(標準的な機械化体系と栽培技術)
- (カ) 今後普及すべきグリーンな栽培体系
- (キ) (カ)の普及に向けた関係者及びその役割並びに取組内容
- (ク) 販売方法等(消費者理解の醸成の取組を含む)((3)消費者理解の醸成に取り組む場合は必須項目とする)
- (ケ) (カ)の実現に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針(内容、実施予定時期等)
- (コ) その他

オ 情報発信

ウのグリーンな栽培マニュアル及びエの産地戦略については、事業実施主体、事業実施主体の属する都道府県又は農業協同組合等のホームページにお

いて作成後、速やかに公表すること。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

また、第3のただし書き又は第4の2のただし書きの場合にあっては、ホームページへの公表は、第7の(2)の報告に合わせて実施するものとする。

このほか、セミナーの開催等、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

(1)のイの検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、当該機械の導入による環境負荷低減及び省力化の効果を検証する。対象機械は別添2に定めるところとする。

導入したスマート農業技術の検証及び普及に取り組むに当たっては、都道府県の普及組織等がサポートする体制を組み、産地全体の技術力向上を図ることとする。

(3) 消費者理解の醸成

(1)で検討する栽培体系((2)に取り組む場合は(2)も含む)により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むものとする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別添3のとおりとする。交付対象経費の具体例は、以下のとおりとする。

(1) 検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定

1(1)ア、ウ及びエに係る経費のうち、検討会の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、先進地調査等に係る旅費、検討会資料等の印刷製本費、消耗品費等。

(2) グリーンな栽培体系の検証

1(1)イに係る経費のうち、グリーンな栽培体系の検証を行うための検証ほ場・農業機械・施設の借上費、取り入れる技術の検証に必要な資材の購入費、技術指導講師の派遣に係る旅費・謝金、資料作成に係る印刷製本費、簡易な農業機械の改良に係る役務費、データ分析に係る委託費等。

ただし、農業機械・施設の借上費、資材購入費は事業実施地区において新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限る。

(3) 情報発信

1(1)オに係る経費のうち、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の情報発信を行うためのセミナー等の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、セミナー資料、周知資料等の作成に係る印刷製本費、周知用動画作成に係る役務費等。

(4) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

1 (2)に係る経費のうち、スマート農業機械等の導入に要する資機材費、運搬費、役務費、雑役務費等。

(5) 消費者理解の醸成の取組

1 (3)に係る経費のうち、セミナーの開催等に必要な会場借料、資料印刷費、講師の派遣に係る謝金、農業体験に必要な役務費・資材費、消費者に向けた情報発信に必要な委託費・資材費、印刷製本費等。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす協議会とする。ただし、(1)の要件を満たす者が事業に参加する場合は、協議会に代わり都道府県又は市町村を事業実施主体とすることができる。

(1) 農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体（以下「農業者」という。）、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等により構成されていること。

このうち都道府県（普及組織）及び農業協同組合（営農指導事業担当）又は農業者を必須の構成員とする。また、協議会の構成員に、農業者を含まない場合であっても、事業の実施に当たっては、事業実施地区を特定し、当該地区の農業者の参加を必須とする。

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

ア グリーンな栽培体系の検討

第1の1 (1) グリーンな栽培体系の検討に係る交付金額の上限は以下のとおりとする。

(ア) 次の(イ)及び(ウ)の場合を除き、1地区当たり300万円とする。

(イ) 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、交付金額の上限は1地区当たり360万円とする。

(ウ) 環境負荷低減の取組（第5の2（1）から（3）及び（4）アからオの取組をいう。以下同じ。）のうち複数の取組（有機農業を除く。）を検討する場合、1地区当たり360万円とする。

(エ) 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、第3のただし書きにより事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、（ア）から（ウ）までの上限を適用することとする。

イ 消費者理解の醸成

第1の1（3）の取組に係る交付金額の上限は30万円とする。

(2) 交付率

本事業の交付率は定額（ただし、第1の1（2）の機械導入に係る経費は2分の1以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

3 スマート農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

第1の1の（2）によりスマート農業機械等を導入又はリース導入する場合は、以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 本体価格が50万円以上のスマート農業機械等であること（センサー類、モニタリング装置等を複数台購入し、一体的に使用する場合等は1つの機械等と見なす。）。

イ 本事業による導入又はリース導入の対象となる機械の利用者は、事業実施主体又は本事業により検証を行う農業者として事業実施計画に位置付けられた者とする。

ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 導入するスマート農業機械等の範囲は、化学農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、農業生産における温室効果ガスの排出削減に資する機械、有機農業の取組面積拡大に資する機械又は省力化に資する機械であり、本事業による栽培技術の検証に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

オ 導入するスマート農業機械等は、検証面積から普及目標面積の範囲からみて適正な能力・規模であること。

カ 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGUMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

キ 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

ク 本事業により導入する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

ケ 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

コ スマート農業機械等（収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等）を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

サ 本事業により導入するトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和 4 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することを要件とする。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

（2）スマート農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 に定める財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 協議会、都道府県又は市町村が、導入する農業機械を事業実施主体以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。

（ア） 貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者、当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。

- (イ) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式による算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該機械等の耐用年数＋年間管理費

- (ウ) 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア リース期間は、法定耐用年数以内であること。

イ リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる計算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

(ア) 「リース助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

(イ) 「リース助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×助成率（1／2以内）

ウ 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり、リース事業者にスマート農業機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積もりにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ 事業実施主体は、ウの選定結果及びリース契約に基づきスマート農業機械等を導入し、都道府県知事に対し交付金の申請をする場合は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。事業実施主体が都道府県である場合は、地方農政局等への申請に当たって、同様の書類を添付するものとする。

オ 利用者は、リース助成金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

(4) 導入またはリース導入した機械の管理運営

ア 本事業により導入した機械等のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による

善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体は、本事業により導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 機械等の管理は、原則、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が機械等を導入する場合であって、当該機械等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という）に管理運営をさせることができる。

ウ 都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

第3 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより都道府県知事が認める場合にあっては、3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合は、交付等要綱の第5により地方農政局長等に提出する事業計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

第4 目標年度及び成果目標

1 成果目標

本事業の成果目標は、目標年度において、事業実施主体がグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事は、品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度とすることができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合においては、交付等要綱第5により地方農政局長等に提出する事業実施計画において、目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

第5 採択基準

事業の採択基準は、交付等要綱第5の3のほか、次のとおりとする。

1 検討内容

第1の1（1）の検討内容は、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を新たに取り入れた栽培体系の検討とする。環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術については次の2及び3を満たすものとする。

なお、事業実施期間が複数年かつ、2年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術について、普及段階に移行可能な検証結果が得られ、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合においては、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、実施計画書に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこと。

2 環境にやさしい栽培技術

環境にやさしい栽培技術の検証に当たっては、以下の（1）から（4）までの区分のうち、検証を行う区分の要件を満たすものとする。

（1）化学農薬の使用量の低減

現在の栽培体系と比較して、化学農薬の使用量の低減等を通じて化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系を検討する取組として、次のいずれか1つ以上に取り組むこと。また、有効成分での利用量とADI（許容一日摂取量）を基としたリスク換算係数をかけたリスク換算値が、現在の栽培体系から増加しないこと。

ア 土壌くん蒸剤による人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討

イ 化学農薬以外の防除方法を取り入れ、化学農薬の人や環境へのリスクをより下げる栽培体系の検討

ウ 化学農薬の成分使用回数の低減により、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討

エ 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替の検討

オ 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入の検討

（2）化学肥料の使用量の低減

現在の栽培体系と比較して、化学肥料の使用量が低減する栽培体系となっていること。加えて、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しない栽培体系となっていること。

（3）有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討

事業実施地域において新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術の検討又は現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るため、新たに取り入れる技術

の検証に取り組むこと。

また、次のアからオを全て満たすこと。

ア 化学肥料・化学農薬を使用しないこと。ただし、有機農産物の日本農林規格（平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号。以下「同規格」という。）の別表に定める資材等を、同規格に従って使用する場合を除く。

イ 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入すること。

ウ 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。

エ 有害動植物の防除を適切に実施すること。

オ 組換え DNA 技術の利用を行わないこと。

（４）温室効果ガスの削減

温室効果ガスの削減に資する次のアからオの技術の検証に取り組むこと。

ア 水田からのメタンの排出削減

この検証を行う場合、以下の（ア）又は（イ）のいずれか 1 つ以上に取り組むこと。また、（ウ）の検証を行う場合は、当該栽培技術により見込まれる効果が確認できる資料を事業実施計画に添付して提出すること。

（ア） 中干し期間の延長

（イ） 秋耕

（ウ） その他、水田からのメタンガスの排出削減に資する栽培技術

当該栽培技術により見込まれる効果が確認できる資料を事業実施計画に添付して提出すること。

イ バイオ炭の農地施用

ウ 石油由来資材からの転換

エ プラスチック被覆肥料の被膜殻対策

（ア） プラスチック被覆肥料の代替技術の検証

現在の栽培体系と比較してプラスチック被覆肥料の使用量が低減する栽培体系を検討すること。

（イ） プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止

プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

オ その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

（イ）の検証を行う場合は、当該栽培技術により見込まれる効果が確認できる資料を事業実施計画に添付して提出すること。

（ア） 自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料使用量の削減

（イ） その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 省力化に資する技術

従来の栽培体系と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術を取り入れた栽培体系を検討する取組となっていること。

4 消費者理解の醸成の取組

第1の1(3)の消費者理解の醸成の取組については、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業実施地区で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。
- (2) グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

第6 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の収集・整理、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（交付等要綱第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

- 1 交付等要綱第29の1に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、交付等要綱第29の3に基づく別紙様式第10号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

なお、目標年度の翌年度における当該報告をもって、交付等要綱第30の評価の報告に代えるものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式の第3に準じて事業の実施結果を記載すること。
- (2) 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- (3) 第1の1(2)により、スマート農業機械等を導入した場合であって、
(2) なお書きに該当する場合は、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械が有効活用されるよう、導入機械の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

第8 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、産地戦略の開始年の翌年度から目標年次の翌年度までの間産地戦略の進捗状況について、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 産地戦略の進捗状況については、産地戦略の様式に準じて取組結果を記載すること。
- (2) 産地戦略に掲げた目標の達成状況については、目標及び目標の達成率を踏まえ記載すること。

- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から 1 に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが 1 の規定により策定した報告書と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 第 7 の（3）により、導入した機械の活用計画を作成した事業実施主体は、計画の最終年まで、毎年度、当該機械の利用状況について、都道府県知事（事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等）に報告するものとする。

第 9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第 10 その他

1 事業実施地区の範囲

- （1）事業実施地区は、都道府県、市町村、農業協同組合などの一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とし、事業実施地区ごとに一つの協議会を構成する（都道府県または市町村が事業実施主体となる場合を除く）。なお、都道府県域を所管する協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施地区を特定するものとする。
- （2）一つの協議会または事業実施主体となる都道府県および市町村において、複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、それぞれの品目ごとに 1 地区として事業実施計画を提出することができる。
- （3）都道府県域を所管する協議会又は都道府県が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、異なる環境負荷低減の取組又は異なる品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、それぞれを 1 地区として事業実施計画を提出することができる。
- （4）都道府県域を所管する協議会又は都道府県が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、同一の環境負荷低減の取組かつ同一の品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、各産地の生産条件等を考慮し、都道府県知事が特に必要と認める場合は、それぞれを 1 地区として事業実施計画を提出することができる。
- （5）上記の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当する場合は、各地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

別添1 （第1の1（1）エ③）

産地戦略に設定する目標

産地戦略の目標には、次の1、2及び3の目標をそれぞれ設定するものとする。

なお、産地戦略の目標年次は、事業実施計画に設定した「産地戦略の実施期間」の最終年度とする。

- 1 環境にやさしい栽培技術を取り入れることによる次のいずれかの目標
 - （1） 化学農薬の使用量の低減
現行の栽培体系と比較した化学農薬の使用量の低減割合
ただし、使用量の低減割合による目標設定が難しい場合は、取組面積の拡大に関する数値
 - （2） 化学肥料の使用量の低減
現行の栽培体系と比較した化学肥料使用量の低減割合
 - （3） 有機農業の取組面積の拡大
事業実施年度と比較して拡大する取組面積
 - （4） 温室効果ガスの削減
事業実施年度と比較して拡大する取組面積
- 2 省力化に資する技術を取り入れることによる次のいずれかの目標を設定
 - （1） 作業人員の削減（ロボット田植え機による運転要員の削減等）
 - （2） 作業時間の削減（ドローンの活用による農薬散布時間の縮減等）
 - （3） 作業工程の削減（水稻直播、生分解性マルチの使用等による作業工程の削減等）
 - （4） アからウの目標設定が困難な場合は、事業実施年度と比較して拡大する取組面積（アシストスーツの導入による軽労化等。なお、この場合、検証を行った農業者に対するアンケート等により省力化の効果を確認し、産地戦略に記載すること）。
- 3 グリーンな栽培体系の取組面積の目標
事業実施年度の翌年度から5年間における新たな栽培体系の取組面積。
- 4 スマート農業機械等の活用面積等
第1の1（2）により導入するスマート農業機械等の活用面積等。

別添 2（第 1 の 1 関係）

スマート農業機械等の導入における対象機械等

交付等要綱別記 3 の第 1 の 1（2）において導入可能なスマート農業機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3 以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト 2 段施肥対応田植機
- 16 光・紫外線や超音波等を活用した物理的防除装置
- 17 複合環境制御装置
- 18 RTK-GNSS 基地局（GNSS による制御を要する機械と同時に導入する場合に限る）

このほか、都道府県知事が、環境負荷の低減又は省力化の観点から、本事業による検証に必要と認める機械について導入できるものとする。

別添 3 (第 1 の 2 関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ・ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間相当分の経費に限る。 ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。

	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費 （事業を実施するために直接必要な経費）	・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・第1の1（2）によるスマート農業機械等の購入費又はリース料 ・消費者理解の醸成に係る情報発信に直接必要な資材の購入費 ・農業体験を実施するために直接必要な種苗等の資材の購入費	・資材は、物品受払簿で管理すること。 ・新たに取り入れる技術の検証に必要な有機質資材、総合防除並びに消費者理解の醸成に係る情報発信、農業体験等に用いる資材等。
	消耗品費 （事業を実施するために直接必要な経費）	・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必	・都道府県、市町村等の規程を適用する場合は、当該規定に基づく交通費、日当、宿泊費を対象とする。

		要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 4

SDGs 対応型施設園芸確立

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け抜本的な環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸のモデル産地を育成することを目的とし、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、以下の（１）は必ず実施するものとし、（４）又は（５）を実施する場合には（２）（３）の取組も必ず実施することとする。なお、本事業において、「SDGs」とは、施設園芸において化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指すことを指すものとする。

（１）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs に対応するため、先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、その方策等を検討するための会議を開催するものとする。その際、カーボンクレジットの活用、地域の未利用エネルギーの活用等についても積極的に検討を行うものとする。

また、（４）新技術の実証に取り組むにあたり、明確となった課題等の解決について、協議するための検討会を開催するものとする。

（２）マニュアル作成・情報発信

（３）の環境影響評価の実施や（４）の新技術の実証、（５）の省エネ機器設備・資材の導入において得られた知見や技術等を広く普及啓発するためのマニュアルや技術講習会資料、実証成果報告書等の作成を行う。ただし、実証成果報告書には、実証を行った省エネ機器設備・資材の機械メーカー及び型番等を成果とともに明記することとする。

（３）環境影響評価の実施

（４）の新技術の実証や（５）の省エネ機器設備・資材の導入を実施した事業実施箇所におけるA重油等の化石燃料の使用量削減等の環境負荷低減の効果や評価について、専門家等を招いた技術指導や委託を行う。

（４）新技術の実証

SDGs に対応した新技術や、他産業で確立されているが、農業分野では、普及していないSDGsに資する技術を実証する。

（５）省エネ機器設備・資材の導入実証

施設園芸における化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備や資材、自家消費発電システムの導入を行い、化石燃料の使用量削減の実証を行う。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別表のとおりとする。また、第 1 の 1 の取組に係る交付対象経費の具体例は、以下のとおりとする。

（１）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、先進地

の視察等で移動に必要なガソリン代等の燃料費、外部専門家等の招へいや先進地の視察等の移動に必要な旅費、謝金、民間企業にコンサルタントを依頼するために必要な委託費、雑役務費等

(2) マニュアル作成・情報発信

技術普及啓発に向けたマニュアル作成や情報発信の検討に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の招へいに必要な旅費、謝金、雑役務費等

(3) 環境影響評価の実施

環境負荷低減について評価するために必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、環境影響評価を実施するに当たり必要な人員に対する人件費、民間企業にコンサルタントを依頼するために必要な委託費、雑役務費等

(4) 新技術の実証

新技術の実証の検討等に必要な会場借料、通信運搬費、新技術の実証に必要な機器資材等の借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、機器資材等の設置等に必要な役務費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、雑役務費等

なお、取組に必要な機器・資材等については、リースして導入する場合を基本とする。

(5) 省エネ機器設備・資材の導入

化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備・資材、自家消費発電システムの導入に必要な通信運搬費、借上費、資機材費、役務費、雑役務費等

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会は次の構成員により組織されることとし、ア及びイは、必須の構成員とする。

なお、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要なとなる者が構成員となることは妨げない。

また、第1の1(4)の取組を行う場合にはウも必須の構成員とする。

ア 農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。））

なお、農業者は原則5戸以上とし、第1の1(5)に取り組まない場合は、2戸以上でもよいものとする。

イ 都道府県（普及組織又は農業試験場を含む）又は市町村

ウ 農業用機械メーカー等の民間事業者

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規

約、規定等によりを定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(3) 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。

(4) 本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。

(5) 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(6) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

(7) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(8) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

2 交付率

交付金は第1の1（1）から（4）までの取組の交付率は、定額とし、第1の1（5）の取組の交付率は、2分の1以内とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の上限額は、第1の1（4）に取り組む場合においては、第1の1（5）の取組如何に関わらず7,000万円とし、第1の1（5）のみに取り組む場合においては2,500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から翌々年度とする。ただし、第1の1（5）に取り組まない場合は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とすることもできる。

2 成果目標

本事業の成果目標は、第1の1の事業内容に応じ、品目毎に化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合と、単収当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合を設定するものとする。ただし、協議会内で複数品目に取り組む場合は、それぞれの品目で成果目標を設定するものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5の3のほか、事業実施計画が交付等要綱に照らして適正か否か及び効果的かつ効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準（令和4年12月8日付け4環バ第246号、4農産第3496号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知）別表2（事業実施計画に対する評価の基準）より選定するものとする。

なお、第1の1（4）の取組を行う場合は、次の条件を満たす内容となっていること。

- 1 新技術とは、他産業での技術確立の状況に拘わらず、農業においては事業申請時点で販売実績がない又は当該県内で導入事例がない機器資材等を用いたSDGsに資する技術であること。なお、従来の栽培様式と比較して、新技術のみの効果により化石燃料使用量を50%以上低減できることが見込まれる技術を対象とする。
- 2 新技術の実証と併せて第1の1（5）の取組を行う場合、新技術のみの効果を明確に測定できるよう実証し、第1の1（2）の実証成果報告書に記載すること。
- 3 協議会内における農業者等、都道府県又は市町村、農業用機械メーカー等の民間事業者等の役割を明確にすること。
- 4 新技術の実証を行う農業用機械メーカー等の民間事業者が、協議会に参画し、積極的に技術指導等を行う体制が整っていること。

第5 留意事項

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （1）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- （2）拠点となる事務所の借上経費
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（交付等要綱第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （4）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- （5）都道府県又は市町村職員の人件費
- （6）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- （7）農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費

(8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 第1の1(5)に取り組む場合の助成対象は、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置等の化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械等に限るものとする。

イ 事業実施主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。

エ 第1の1(5)に取り組む農業者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等（天災等に対する補償を含む民間の建物共済や損害補償保険等を含む。以下同じ。）、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）等（天災等による収入減に対する補償を含む保険等を含む。以下同じ。）に加入すること。

オ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における当該交付金の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26条の3に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」

という。)と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

イ リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。

ウ リース期間は法定耐用年数以内であること。

エ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

オ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる(ア)及び(イ)の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件購入価格(税抜き)

×(リース期間／法定耐用年数)

×助成率(1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

(イ) リース料助成額＝(リース物件購入価格(税抜き)－残存価格)

×助成率(1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

3 省エネ設備・資材の導入等に係る留意事項

(1) 第1の1(5)に取り組む場合の助成対象は、第5の2(1)アの農業用機械のほかに、自家消費発電システム、外張多重化設備、内張多層化設備等の化石燃料の使用量削減に寄与する設備・資材に限るものとする。ただし、自家消費発電システムを導入する場合、発電量は実証ほ場内で利用する消費電力量を上限とする。

(2) 事業実施主体は、省エネ設備・資材の導入等の購入先の選定に当たっては、当該省エネ設備・資材等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(3) 第1の1(5)に取り組む農業者は、園芸施設共済等又は収入保険等に確実に加入すること。

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は

不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができるものとする。また、交付等要綱第 28 の 2 (2) に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付等要綱別記様式第 12 号）の提出を求めるものとする。

第 6 事業実施状況の報告

交付等要綱第 29 に基づき、事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第 4 号に基づき作成されたものをいう。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第 10 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- (4) 第 1 の 1 (3) の取組で得られた成果物について、事業の実施年度の事業実施状況の報告時に提出することとする。

第 7 事業成果の評価

- 1 交付等要綱第 30 に基づき、事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 事業の実証状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。
- 2 交付等要綱第 30 の 1 において、事業実施主体が別紙様式第 10 号の事業評価報告書を提出する際、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体に新技術等の普及に向けた課題等をまとめた書面を併せて提出させ、地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、評価を終了することができることとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
 - イ 社会経済情勢等の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
 - ウ 第 1 の 1 (5) に取り組まない場合。ただし、成果目標の未達成事由が、実証に係る準備が十分でない又は実証に対する善良な管理義務を果たせなかった場合を除く。

第 8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、第1の1（4）に取り組む場合であって、検証に複数年度を要するなど特に都道府県知事が必要と認める場合にあっては、2年間の取組とすることができるものとする。

2 成果物の公表

事業実施主体は、得られた成果物について、協議会に属する構成員のホームページ等で広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械設備等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備等を管理するとともに、当該機械設備等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体は、本事業により交付金を受けて導入した設備等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

別表 （第1の2関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		・本事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、資機材、ほ場等の借上費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されそ	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		の効用を失う少額な物品 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験、研修等に用いる少額な器具等	
	資機材費	・本事業を実施するために直接必要な化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械や設備、資材等に係る経費	・取得単価が50万円以上の機械設備については、見積書やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理する体制が整っていること。 ・当該機械設備を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること
	役務費	・本事業を実施するために直接必要な農業機械や設備、資材等の設置に係る経費	
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

	原稿料	・本事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	・雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
人件費		・本事業を実施するために直接必要となる業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価にかかる経費	
委託費		・本事業の実施目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	保険料	・本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費に係る事業実施主体の負担する保険料	
	租税公課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

1 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化につ

いて（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入の場合にあっては認めないものとする。

別記 5

バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材 の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進

第 1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥及び食品リサイクルたい肥等（以下「バイオ液肥等」という。）の散布実証のための取組を支援する。

（1）バイオ液肥散布車の導入

バイオマス利活用関連施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車の購入又はリース方式による導入を支援する（本体価格が 50 万円以上のものを支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

（2）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たって、実際にほ場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な次の取組を支援。

ア 肥効分析

現地調査・実証で用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

2 交付対象経費

（1）1（1）の場合

購入費（備品類の購入費を除く。）、リース方式による導入に係る費用

（2）1（2）の場合

人件費（1（2）に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用

会場、物品等の使用料、借料及び損料)

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特任団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特任団体認定申請書（別紙様式第8号）及び特任団体に係る認定協議について（別紙様式第9号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

2 交付率

第1の1（1）の交付率については、交付対象事業費の2分の1以内とし、第1の1（2）の交付率については、定額とする。ただし、第1の1（2）について、1事業申請当たりの交付金の額の上限は、500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5の3のほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 バイオ液肥散布車の導入
交付等要綱第5の3のとおりとする。
- 2 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進
 - (1) 第1の1(2)については、事業の実施にあたり、大学や研究機関等の外部専門家の指導・助言を得ること。
 - (2) 事業実施に際し、バイオ液肥等の利用促進のため、農業者や地方公共団体等と連携して取り組む協力体制を構築すること。

第5 申請できない経費等

- 1 申請できない経費
次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。
 - (1) バイオ液肥散布車の導入
 - ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
 - イ 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
 - ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - エ 拠点となる事務所の借上経費
 - オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - カ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（交付等要綱第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
 - キ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金

額)

ク 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費

ケ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(2) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

ア 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費

イ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 交付決定前に発生した経費（交付等要綱第 11 の 1 のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

オ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

キ 施設・設備等の詳細設計のための経費

ク 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費

ケ 海外への渡航、滞在等のための経費

2 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合であって、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料をみどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進）実施計画書（別紙様式第 5 号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

(1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）

(2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第 6 事業実施状況の報告

- 1 交付等要綱第 29 の 1 の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、実施計画書（別紙様式第 5 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙

様式第 10 号に規定されている項目) について、具体的に作成するものとする。

第 7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第 8 リース方式における留意点

第 1 の 1 (1) において、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（2）の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- (1) 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2 以内）
- (2) 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2 以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

交付等要綱第 29 の 1 に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

- (2) (1) のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

- (3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 11 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

5 指導等

本事業のバイオ液肥散布車の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をも

って交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (2) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (3) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

3 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する実施計画書（別紙様式第5号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第8号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

4 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、交付等要綱に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別記6－1

バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策 のうちバイオマス地産地消施設整備

第1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に対して支援する。

(1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

(2) 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

(3) バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社

団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （１）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （２）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （３）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （４）日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- （５）特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特任団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特任団体認定申請書（別紙様式第８号）及び特任団体に係る認定協議について（別紙様式第９号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

- （７）事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

２ 交付率

交付対象事業費の２分の１以内とする。ただし、第１の３（２）について、機器等の１件当たりの交付金の額の上限は５,０００万円とする。

第３ 目標年度及び成果目標

交付等要綱第５の１の定めにより、事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

１ 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能

エネルギーの利用量等) について適切に設定するものとする。

なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年を経過した年度とする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、交付等要綱第5の3のほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

(1) 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

(2) 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

(3) 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

(4) 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

交付等要綱第5の2の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 交付等要綱第5の5の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出

し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

2 事業趣旨との整合

- (1) 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全てと整合していること。
- ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。
 - イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。
- (2) 第1の1(2)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。
- ア 事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。
- (3) 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。
- ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すものであること。
 - イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物（熱・残渣・CO₂等）を活用すること。
 - ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。
- なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第5の2の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

- ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）

第6 費用対効果分析の実施方法

交付等要綱第5の5に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第12号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 12 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 7 事業実施状況の報告

交付等要綱第 29 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 10 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 6 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第 8 事業成果の評価

交付等要綱第 30 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、第 3 の 3 で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出す

るものとする。

- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第10号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1）事業実施主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- (2) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (3) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (4) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組
- (5) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

新技術の対象となる技術例

（◆ 現状で実用化段階（「バイオマス利用技術の現状とロードマップ（令和４年９月６日バイオマス活用推進会議決定）」において新たに評価））

- ・ 液体燃料製造

エステル交換等によりバイオディーゼル燃料を得る技術

（原料）廃食用油、植物油

- ・ 固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）下水汚泥

（◆ ５年後に実用化段階）

- ・ 固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）木質系、草本系

- ・ 燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

（原料）食品廃棄物（グリーストラップ由来）

- ・ 高速加水分解（亜臨界水処理技術）

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

（原料）木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・ 水素化処理

廃食用油を原料として水素化処理することでジェット燃料等を製造する技術

（原料）廃食用油

- ・ メタン発酵（乾式）

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

（原料）食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・ セルロース系発酵（第２世代）

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

（原料）ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策

第 1 事業内容等

1 事業内容

輸入に依存する化学肥料原料の価格上昇を受け、農業現場では、化学肥料に頼らない農業構造への転換を図ることが喫緊の課題となっている。この課題に対処するためには、農業に由来する環境負荷の低減を図る観点から化学肥料の使用低減等を目標に掲げる「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等を、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）として有効活用し、その円滑な流通を全国的に拡大することが重要である。

このような背景の下、本事業は、代替肥料の計画的な生産の拡大及び広域的な流通を促進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項に規定する認定基盤確立事業実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（代替肥料の生産及び販売を行う事業に限る。以下同じ。）に必要な機械・施設の整備等を支援するものである。

2 交付要件

第 2 で定める事業実施主体が法第 39 条第 1 項に基づき基盤確立事業実施計画の申請を行い、同条第 4 項に基づく主務大臣の認定を受けていること。また、認定計画において 3（1）に係る取組が記載されていること。

3 交付対象経費

交付対象経費は、認定計画において記載された取組のうち、次に掲げる取組に係る経費であって、別記 6－3 に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものである。

（1）代替肥料の生産に必要な機械・施設の整備等（ハード）

代替肥料を生産するために用いられる機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）の整備又はこれらの補改修

（2）農業現場における代替肥料の活用促進（ソフト）

（1）で整備等した機械・施設により生産する代替肥料の含有成分等の品質の検査・分析、梱包や運搬等広域的な流通を進めるための試験、ほ場での栽培実証試験等、代替肥料の農業現場における活用を促進するための取組の実施

4 交付率等

交付率は、3（1）にあっては交付対象事業費の 2 分の 1 以内、（2）にあっては定額とする。1 事業申請当たりの交付金の額の上限は、3（1）にあっては 150,000 千円、（2）にあっては 20,000 千円とする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び地方独立行政法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （１）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （２）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （３）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （４）日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- （５）特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特任団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特任団体認定申請書（別紙様式第８号）及び特任団体に係る認定協議について（別紙様式第９号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

- （６）事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第３ 目標年度及び成果目標

交付等要綱第５の１の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、認定計画に位置付けられた基盤確立事業の目標年度及び目標の内容とし、具体的には、次に掲げるとおりとする。

- １ 目標年度
認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。
- ２ 成果目標の内容

代替肥料の生産量及び販売量等（既存製品の普及拡大を図る取組にあっては当該製品の生産量及び販売量等の増加量）について適切に設定するものとする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、交付等要綱第5の3に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 環境負荷の低減の効果の増進

事業実施により、国内の資源（家畜排せつ物、農作物残さ（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、下水汚泥資源等）を生かして代替肥料の生産及び流通の増大並びに農業現場における活用促進が図られ、化学肥料の使用低減に寄与すること。

(2) 原材料調達の安定性、持続性

利用する原材料の調達手段が確保されている又は確保される見込みがあること。

(3) 事業の波及性・先進性

ア 代替肥料に利用する原材料の種類、利活用方法、実施する地域の範囲、販売量の規模、実施体制等について波及性・先進性が認められること。

イ 法第16条第1項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において事業を促進する方向性が位置付けられている又は令和4年度中に位置付ける見込みがあること。

(4) 代替肥料の販路の安定性、持続性

製造された代替肥料の販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

交付等要綱第5の2の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。特に肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく登録申請又は届出を行うこととしている又は行ったものであること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第 3 により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から原材料の調達確保、代替肥料の生産及び広域的な流通を促進するまで、成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去 3 年間のうち 1 年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が代替肥料を生産するための機械又は施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3 年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

エ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

第 5 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、交付等要綱第 5 の 2 の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）の組織概要が分かる資料

ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場

合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)

イ 最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

ウ 添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(2) 生産及び流通を図ろうとする代替肥料の概要を示す資料

代替肥料の施用が化学肥料の使用低減にどのように寄与するか、広域的に流通させることが可能かを明らかにした資料（想定される含有成分や施用効果のデータ等を提出すること。）

(3) その他別記様式第 7 号に定める書類

第 6 費用対効果分析の実施方法

交付等要綱第 5 の 5 に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 12 号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 12 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第7 事業の実績報告等

交付等要綱第29の1に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の開始から起算して5年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第10号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付するものとする。

第8 事業成果の評価

交付等要綱第30の1の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の2で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第10号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 リース方式における留意点

リース方式による設備・機器の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（2）の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{（1）「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \left(\text{リース期間} \div \text{法定} \right)$$

耐用年数) × 助成率 (1 / 2 以内)

(2) 「リース料助成額」 = (リース物件購入価格 (税抜) - 残存価格) × 助成率 (1 / 2 以内)

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数をいう。) 以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

交付等要綱第 29 に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者 (以下「リース事業者」という。) と締結すること。

(2) (1) のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 11 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

5 指導等

本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次により利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価（注）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費（注）との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 みどりの食料システム法との関係

(1) 基盤確立事業実施計画の認定

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、交付申請手続を行うまでの間に基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があることから、農林水産省への事前相談を必ず行うこと。

なお、第5に基づき作成される事業実施計画は、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（4環バ第162号令和4年9月15日農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める計画様式（別記様式第2号）に代えることができる。

(2) みどり投資促進税制及び新事業活動促進資金の活用促進

事業実施主体は、認定計画に従って代替肥料を製造する設備投資を行う場合、当該設備について特別償却（機械等32%、建物等16%）を適用することができる（みどり投資促進税制）とともに、日本政策金融公庫による新事業活動促進資金の貸付を受けることができることから、これらの措置の積極的な活用に努めるものとする。

(3) 地方公共団体が作成する基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、地方公共団体が作成する基本計画において「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」が位置付けられることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

別記 6－3

バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策 の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消施設整備及び環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策（施設整備）（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の（2）から（5）までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つ

の事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第13号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う

ものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第13号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

（４）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実

施設設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1（1）に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第13号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（5）代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）及び施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第13号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア） 一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ） 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必

要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする（別紙様式第 13 号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

5 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

7 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の用途基準については別表2に掲げるとお

りする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする（別紙様式第14号）。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の（1）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（2）及び（3）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（1）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認

（2）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認

（3）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（1）及び（2）により、事業完了から別記6－1第8の1及び別記6－2第8の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（1）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認

（2）現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

（1）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（2）予算書及び決算書

- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類
- 2 工事施工関係書類
 - (1) 直営施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
 - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
 - エ 工事日誌及び現場写真
 - オ その他工事関係の事項を示した書類
 - (2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 入札てん末書
 - ウ 請負契約書
 - エ 工程表
 - オ 工事完了届及び現場写真
 - カ その他工事関係の事項を示した書類
- 3 経理関係書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- 4 往復文書
 - 交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類のほか、それらに添付された資料
- 5 施設管理関係書類
 - (1) 管理規程又は利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 交付対象事業費の内容
 - 工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。
- 2 交付対象事業費の構成
 - 交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。
- 3 交付対象事業費の積算及び取扱い
 - 交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。
 - また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。
 - なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経

費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

（１）工事費

ア 積算の方法

（ア）工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

（イ）工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

（ア）支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

（イ）支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

（ウ）工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になる

ときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 4 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、次のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる（１）から（４）までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

別記 6－1 バイオマス地産地消施設整備

- （１）土地の取得に関する経費
- （２）既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- （３）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （４）交付決定前に発生した経費（交付等要綱第 11 の 1 のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （５）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- （６）再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- （７）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 6－2 環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策（施設整備）

- （１）土地の取得に関する経費
- （２）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （３）交付決定前に発生した経費（交付等要綱第 11 の 1 のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （４）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額

(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)

- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記 6-1 第 2 の 1 及び別記 6-2 第 2 の 1 に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内(ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない。)のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付等要綱別記様式第 10 号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第 15 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ア 施工管理者の確保 イ 工程の調整 ウ 工事の監理 エ 工事の検査 オ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

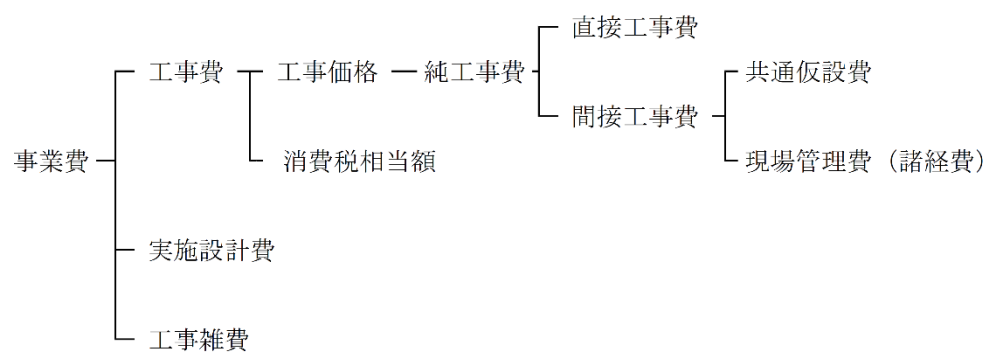
注：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマス地産地消対策の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

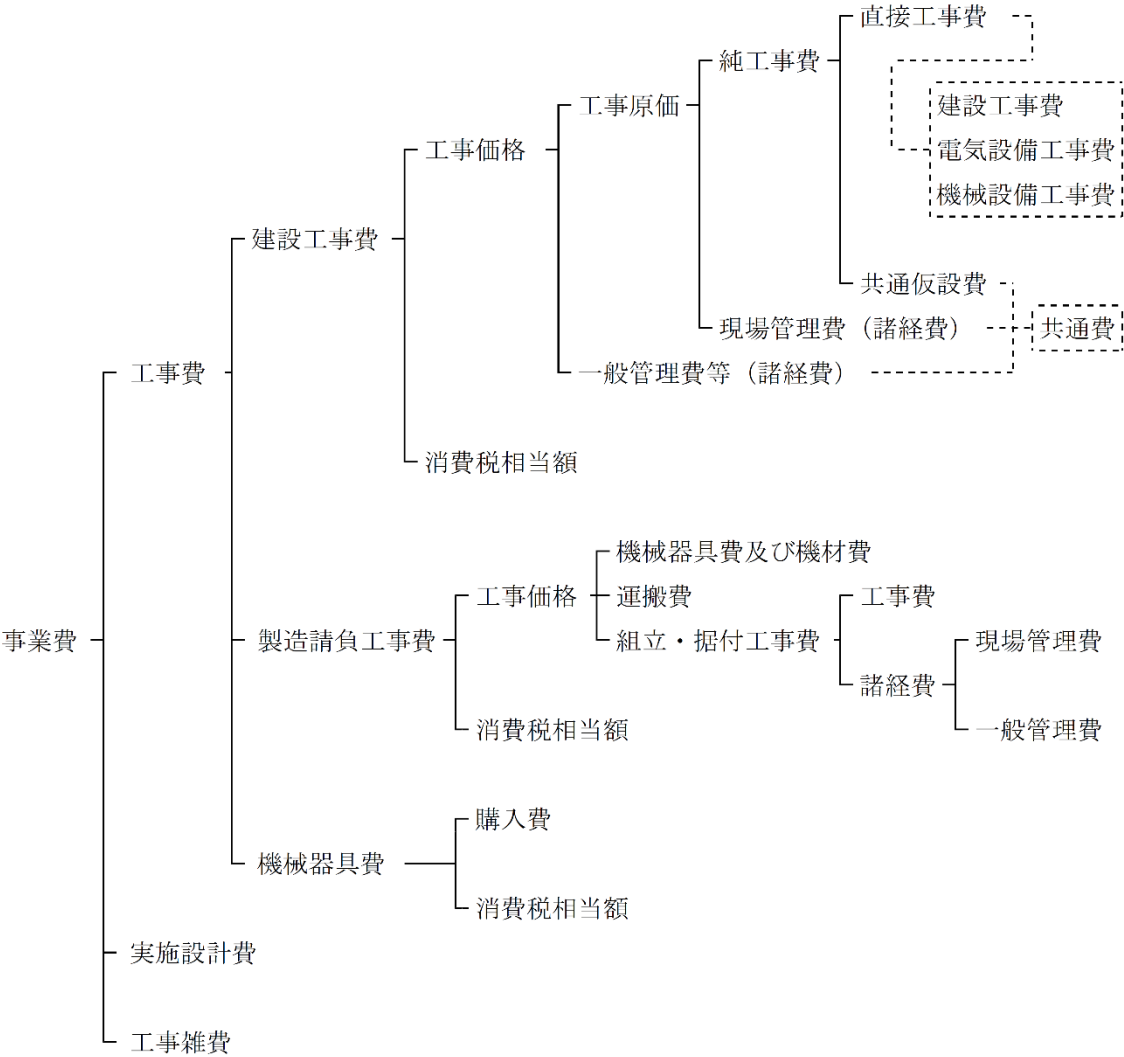
①施設の整備

ア 直営施行の場合



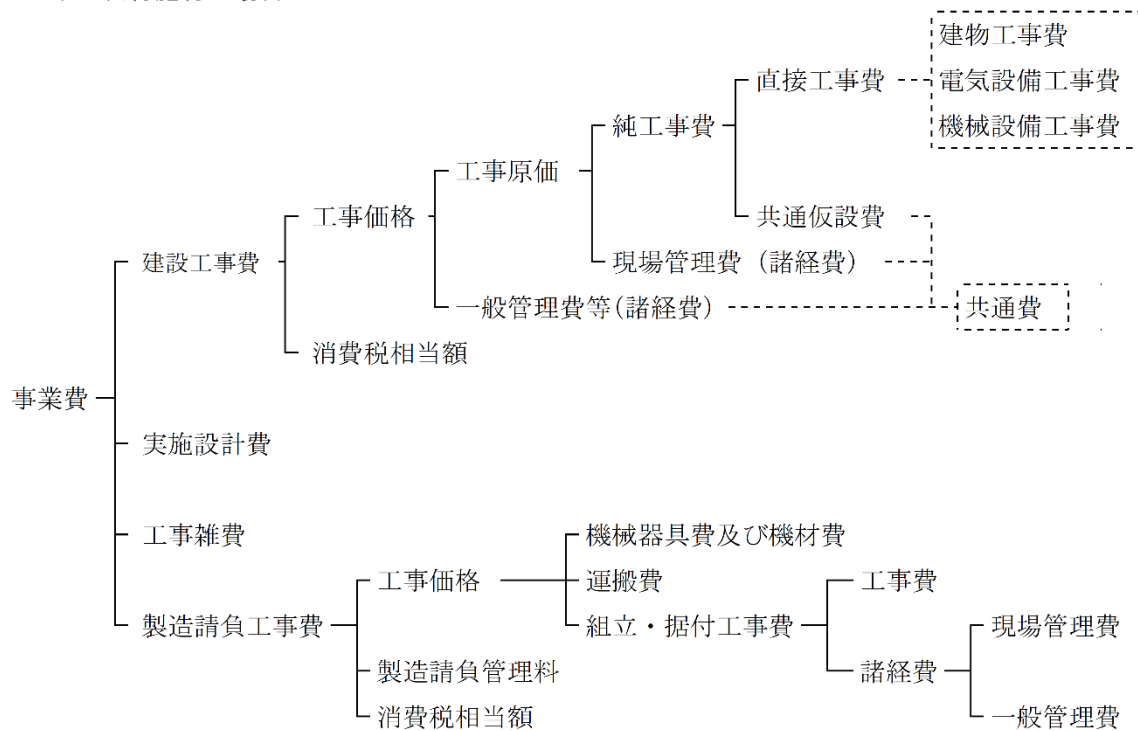
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

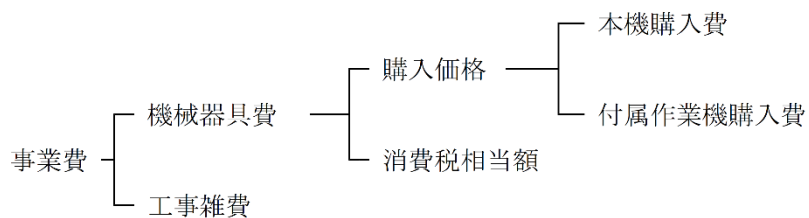


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

費 目	内 容
準 備 費	・敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	・仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	・仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	・地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	・整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	・共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	・工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	・共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	・上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

費 目	内 容
労 務 管 理 費	・現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	・工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	・火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	・現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	・現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	・現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	・現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	・事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	・通信費、旅費及び交通費
補 償 費	・工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	・本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑 費	・ 会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
-----	--

3 一般管理費等

費 目	内 容
役 員 報 酬	・ 取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・ 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	・ 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	・ 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	・ 本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	・ 建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	・ 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	・ 通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・ 電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	・ 技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	・ 広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	・ 事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	・ 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・ 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額

開 発 償 却 費	・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	・火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	・契約保証に必要な費用
雑 費	・社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費 目	内 容
報 酬	・土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	・日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	・賃金に係る社会保険料
需 用 費	・消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	・通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	・測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	・事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	・事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	・租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・代行施行における受託代行者の事業施行管理料